

専門職学科に係る基準の特例

【基本的な考え方】 専門職学科は、専門職大学等の趣旨を既存の大学等に活かすよう、実践的・創造的な職業教育を大学等の教育の中で行うものであり、教育プログラムの提供にかかわる事項に関しては、専門職大学等と同様の基準を適用する必要がある。ただし、学科等の組織ごとではなく大学等の機関全体に課されている基準については、既存の大学等の基準を適用する。

大学等の専門職学科

大学等

専門職大学等

教育課程

- 専門職大学等と同様の基準を追加**
 - ・ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発、不断の見直し。実践的かつ創造的・応用的な能力の育成・展開等に配慮
 - ・ 開設すべき授業科目の区分・必要単位数を規定。
 - ・ 一定単位数以上の実習等科目、及び臨地実務実習を必修化
 - ・ 同時に授業を行う学生数は、原則40人以下

教員

- 専門職大学等と同様の基準を追加**
 - ・ 学部・学科の種類に応じた専任教員数について、小規模学科のための基準を整備
 - ・ 実務家教員、研究能力を併せ有する実務家教員数の定め

施設設備

- 専門職大学等と同様の基準を追加**
 - ・ 学部等の種類(分野)に応じた校舎面積について、
 - * 小規模学部・学科のための基準を整備
 - * 臨地実務実習の必修化等の特性を踏まえた校舎面積減算の仕組みを整備 など
- 大学等と同様の取扱い**
 - ・ 校地面積は、収容定員上の学生1人当たり10㎡以上
 - ・ 運動場・体育館を原則設置